

月末日に振替不能となった場合、督促状発送期限の翌月 20 日までの間に再振替するためには収入消し込みに要する時間を短縮するしか方法は無い。

この問題は口座振替による収納を行っている部門全てに共通したことであり、現行の会計収入消込システムの見直し等の全庁的な対応を検討する必要があると思われる。

また、収納率の向上を図るには納付機会を十分に確保する必要がある。

そこで、金沢市ではコンビニ納付等の導入を検討している。

新たな市税納税システムの検討については市議会や金沢市税懇話会でも採り上げられており、主としてコンビニへの収納委託やマルチペイメントネットワークを採用すれば収納率向上に効果があるのではという提言が既に行われている。

マルチペイメントネットワーク

行政機関と金融機関をネットワークで結び、利用者が ATM、電話、パソコン等から公共料金等を支払える仕組み

口座振替制度の推進と合わせて収納率向上に効果が期待できそうである。ただ、個人情報保護の点で注意が必要であることは当然である。

新たな納付方法を採用するにはコンピュータシステムの変更が必要になり一時的には費用が大きくなるが、将来の収納率向上、人件費の削減効果が見込めるので、早期導入を積極的に検討すべきである。

② (監査要点)

督促に関する事務は適切に行われているか。

(概 説)

・事務の流れ

保険料の滞納が発生した場合、次頁のフロー図のような事務の流れで徴収を行っていくことになる。

保険料の納期は条例により毎月末日となっているので、前記フロー図の事務作業は、毎月繰り返されていくことになる。

督促状は納期限後 20 日以内に発することを条例で定めている。

督促状を発した日から起算して 10 日を経過した日までに保険料を完納しないときには滞納処分をすることができるが、補完的手段として、催告・納付指導・短期被保険者証の交付・資格証明書交付等を行っている。

催告は督促状発送後順次行っており、催告状(第三信)が出ると、その人は長期滞納者となる。

・ 電話・訪問等催告

保険年金課の納入担当に地区催告班を設けている。地区催告班は 15 人で構成され、主に電話・訪問等の催告活動をしている。また、保険年金課の納入担当以外の職員が協力班として電話・訪問等催告を実施している。16 年度では延 71,046 回の電話・訪問催告を行っており、このうちには休日・夜間実施分も含んでいる。

・ 短期被保険者証・資格証明書

滞納が 6 ヶ月を超えると次回保険証更新時において、有効期間が 6 ヶ月の短期被保険者証を交付する。短期被保険者証は有効期間が短いため保険証の更新時に窓口で納付指導等を行う機会を持つことになる。

滞納が 1 年を超え、かつ納付できない特別な事情がない者等に対しては、保険証を返還させ、被保険者資格証明書を交付する。資格証明書交付者は、医療機関に保険診療分の費用全額を支払うことになるが、後日申請することによって自己負担分を除いて国保から払戻を受けることができる。この申請時に納付指導を行うことになる。

・ 特別納付相談窓口

平日の日中に都合がつかず来庁できない人のために、夜間・休日に特別納付相談窓口を開設している。16 年度中は延べ 25 日実施し、延べ 208 人が相談に来ている。

この特別相談窓口は滞納者等と接触機会を持つために行っているものであるから徴収金額や相談件数等の目標などは設定しておらず、結果分析もしていない。

・ 延滞金・督促料

納期限までに保険料を納付しない場合は納期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間は年 4.1%、それ以降は年 14.6%の率で延滞金を徴収することになっている。

督促料は条例で定めれば徴収できるが、金沢市では定めていないので、徴収していない。

(監査手続)

督促に関する事務執行手続及び延滞金・督促料の徴収状況について、担当部署にヒアリングを行った。

(監査結果)

滞納者等との絶好の接触機会（窓口積極的に足を運んでくれる、納付意思のある人々と考えられる）である特別納付相談窓口の開設時の効果把握を行っていないが、次期以降の開設時期・回数・対象者等を検討するためにも結果分析が必要と考える。

【意見】

催告や特別納付相談窓口の開設による効果を把握し、次の実施に活かすべきである。

延滞金の16年度徴収は1,662,145円である。延滞金は実際徴収額を調定額としているので、延滞金の収入未済・不納欠損額は会計上発生していない。しかし実態は収入未済額・不納欠損にかかる延滞金は生じており、徴収できていないものがある。つまり、例えば徴収できなかった保険料が200,000円で、その延滞金が1,000円であっても不納欠損額は200,000円となる。

また、滞納者が銀行等で滞納額を納付するとき延滞金も徴収する銀行、しない銀行があり扱いが同一ではなく、後日延滞金だけを再請求するという手続きも行っていない。こうした場合には少なくとも再請求をしないと取り扱いが不公平であると思われる。

督促状・催告状等の、滞納が発生したために要する郵便料は16年度で219,771件、12,785,950円であった。この他に人件費その他の経費がかかっている。この経費は滞納者に負担させるべきであり、少なくとも郵便料以上の督促料を徴収することが必要であると考え。督促料の徴収は条例で定める必要があるが、過去においては金沢市でも条例で督促料を定めていた時期があった。

【意見】

延滞金を確実に徴収すること、また、督促料の徴収を検討する必要があると考える。

経済的弱者への配慮は当然のこととして必要ではあるが、そうではない者に納付を促す費用までも結果的に他の市民が負担することになるのは公平を欠く。

③（監査要点）

滞納処分に関する手続は適切に行われているか。

（概 説）

滞納処分とは、保険料の納付義務者が保険料を納付しない場合に、その財

産を差押えて換金し、未納の保険料に充当することによって、納付したこととする行政処分である。

その具体的手続は次の通りである。

・財産調査

長期・悪質な滞納者については金融機関への預金調査等の財産調査をし、債権差押を行っている。

・差押

財産調査の結果預金等の財産があれば、差押を行い、未納の保険料を徴収している。

最近3年間の財産調査・差押状況は次の通りである。

区分 年度	財産調査	差押状況		
	件数	件数	差押金額(円)	配当金額(円)
平成14年	283	20	6,711,076	2,798,139
平成15年	920	65	21,033,142	4,963,033
平成16年	2,227	122	40,328,108	7,416,798

16年度は収納率の低下に歯止めをかけるべく、財産調査を強化したため、差押金額・配当金(徴収額)が大きく増加している。

(監査手続)

16年度差押122件全件について調書を読覧し、処分の内容を検討した。

(監査結果)

差押した122件はその殆んどが預金、生命保険金であり、土地・建物等の不動産は2件であった。これは対象者が不動産を所有していなかったからではなく、不動産は処分に時間がかかるとの理由で主たる財産調査の対象にしていなかったからである。

確かに預金は短時間で効率的に差押・徴収できるが、長期・悪質滞納者への警告・抑止効果から考えると、不動産、さらには給与等も差押対象にすべきであると思われる。また、差押の時期・銀行等に偏りがあり、工夫すればより効果的な徴収が可能であると思われる。

【意見】

財産調査の対象を拡張し、より効果的な徴収を目指す必要がある。

④ (監査要点)

不納欠損処分は適切に行われているか。

(概 説)

滞納処分によってもすべての滞納保険料を徴収することはできず、「滞納処分する財産なし」等の理由で徴収不能の状態が続く場合もある。国民健康保険料は分割納付の手続きが行われている場合等により時効が中断しているケースを除き、督促後2年経過後時効となる。不納欠損処分した金額の推移はIの(4)収納状況に記載した通りである。

(監査手続)

16年度に不納欠損処分した9,807件588,705千円について不納欠損集計表の分析を行い、不納欠損額400千円以上のもの全件とその他で合計78件(0.79%)35,303千円(6.00%)について滞納経過記録簿を閲覧し、その内容を検討した。

(監査結果)

不納欠損としたものの理由別内訳は次の通りである。

(単位件、千円)

理由	執行 停止 済	生保 開始	市外転 出	差押 失効	滞納処 分する 財産無	生活困 窮者	所在・ 財産共 に不明	納付 約束 不履行	合計
件数	19	293	1,584	83	2,814	3,786	1,125	103	9,807
金額	297	9,627	79,228	9,661	251,933	177,716	53,618	6,620	588,705

78件分の記録簿の内容を検討したところ、転居先不明、債務が多く差押も不能であるという数人を除いて、年間6~19回電話・訪問催告等の接触を図っている。そこまで努力しても徴収不能なのが上記金額である。国保料の納期は毎月なので滞納が数か月分になってしまうと「払えない」ということと推測される。「払えない」状況にさせないためには、早期・少額な内によりきめ細かく対応する必要がある。

上記は理由別内訳であるが、不納欠損を減少させるためには、現状を詳しく分析する必要があると思われる。不納欠損件数9,807件は(年度ごとの延べ世帯数であるから9,807世帯ではないが、)国保加入世帯数78,719世帯の12.45%を占め、保険年金課の地区催告班15人の一人当たりでは平均653件を担当していることになる。これだけの件数では何らかの比重をつけて催告活動をしなければ効果的な対応が難しいと思われる。

例えば、不納欠損とした世帯の滞納金額別内訳を把握すべきと考える。監査の対象を40万円以上としたのは、国保料の最高額が介護分を含めて61万円であるから、40万円以上の世帯は国保加入者のうちの比較的所得水準が高い層であり、それなりの所得があった世帯と推測できる。

本来払えるのに払わない人に対しては、より強い催告等が必要である。

例えば金額基準を設け、基準以上の人については前述した通り、財産調査をより広範に行い、預金以外の財産も差押の対象とすべきと考える。

以上の通り、滞納し不納欠損になる件数・金額が多いので、効率的な管理

徴収を行うためには、これまで以上に業務の工夫が必要であるとする。年間19回も電話(不在も含む)等をしている努力は評価できるが、時効が2年と短く、「払うに払えない」人も多い現状を考えると「いつ、誰が、どのように、どこまで」行うかを明確にしておくことが必要である。

III 滞納発生の原因

国保料の滞納が発生する原因は「払う気がない」と「払えない」に大別できると思われる。

「払う気がない」というのは、自分は病気にならない、仮に病気になっても自己負担するから国保に加入したくないと主張する人で、保険制度を否定している人である。この場合には保険制度の趣旨を十分に説明しそれでも納付しない場合には、差押等の強硬手段を講じるしかないであろう。

「払えない」は、生活保護者等は減免等の救済措置が講じられているので、考慮すべきは所得水準に比して保険料負担が大きいと感じている所得階層であろう。

そこで、国保料が最高限度になる所得について試算してみる。

金沢市の16年度末の国保加入者数、加入世帯数は143,642人、78,719世帯なので、1世帯あたり1.8人となる。計算を簡便にするため、世帯主と配偶者の2人世帯として以下を考える。

国保料が最高限度(年530,000円)になるのは次の計算となる。

平等割 $2,500 \times 12 = 30,000$

均等割 $2,470 \times 2 \times 12 = 59,280$

所得割 $530,000 - (30,000 + 59,280) = 440,720$

市民税所得割 $440,720 \div 12 \div 61\% = 60,207$

すなわち市民税所得割額が60,300円になると国保料が最高額に達する。この60,300円は、この例の家族構成では所得約300万円に対応する税額である。すなわち所得300万円を超えると国保料が最高額の年額53万円に達してしまい、所得300万円の17%余の負担となる。

所得の17%にもなる負担のため払えずに滞納になる場合も多いのではないかとと思われる。「なぜこの程度の所得で最高限度になるのか」という不満を耳にすることも多い。これは国民健康保険制度の構造的問題に起因しており、医療保険制度の抜本的見直しと併せて国民的に検討すべき課題であろう。

第4 介護保険料収入未済額の管理・事務について

I 金沢市の介護保険制度の現状

(1) 概要

現在のわが国では人口の高齢化が進行しており、17年6月1日現在で老齢（65歳以上）人口は、25,355千人（総人口の19.9%）となっており、今後、平成26年(2014年)には25%台、平成45年(2033年)には30%台に到達するという急速な高齢化が進行している。これに伴い、病気や介護の支援が必要な高齢者も急増することが予想される。

このような状況のもとで、介護保険制度は、従来の老人福祉と老人医療を再編成し、公平で効率的なシステムとして平成9年に制定され、平成12年4月1日より施行された制度である。

1. 介護保険制度における被保険者(介護保険法第9条)

介護保険制度における被保険者とは、次のように区分される。

- ①市区町村の住民のうち65歳以上の者(第1号被保険者)
- ②市区町村の住民のうち40歳以上65歳未満の医療保険加入者(第2号被保険者)

2. 介護保険給付費の負担(平成15年度～17年度)

区分	負担者	負担割合	負担の内容等
公費	国	20%	総給付費の20%を定率で負担
	国	5%	総給付費の5%を調整交付金として負担
	県	12.5%	総給付費の12.5%を定率で負担
	市町村	12.5%	総給付費の12.5%を定率で負担
公費計		50%	
保険料	第1号保険料	18%	第1号被保険者が負担する保険料
	第2号保険料	32%	第2号被保険者が負担する保険料
保険料計		50%	
介護保険給付費計		100%	

なお、上記の「保険料」の区分で、第2号被保険者分については、社会保険診療報酬支払基金より介護給付費交付金として定率で交付され、被保険者から直接徴収することはないため、未納保険料の管理、徴収について検討を要するものは第1号被保険者に対するもの(18%分)のみである。

3. 第1号被保険者が負担する保険料の年度別推移(調定額)

第1号保険料として徴収すべき保険料の推移は次の通りである。

(単位千円)

年 度	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
保 険 料	708,796	2,172,464	2,963,139	3,805,324	3,877,768

注 1…国の特別対策として、平成 12 年 4 月から 9 月の 6 ヶ月間は保険料の徴収をしていない。また、平成 12 年 10 月から平成 13 年 3 月の 6 ヶ月間は保険料が半額に軽減されている。

注 2…国の特別対策として、平成 13 年 4 月から 9 月の 6 ヶ月間は保険料が半額に軽減されている。平成 13 年 10 月から全額徴収が行われている。

注 3…金額は調定額である。

4. 第 1 号被保険者が負担する保険料率の算定について

第 1 号被保険者が負担する保険料率は、介護サービスに係る費用を見込んで 3 年に 1 度市町村が設定する。なお、金沢市の場合は金沢市介護保険条例第 6 条にて保険料率が定められている。

金沢市の保険料の金額(平成 15～17 年度)は次のように定められている。

(単位円)

保険料の対象となる条件		基準額に対する割合	年額保険料
第 1 段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の場合	基準額×0.5	23,580
第 2 段階	世帯全員が市民税非課税の場合	基準額×0.75	35,370
第 3 段階	市民税が課税されている世帯員がいるが、本人は市民税非課税の場合	基準額	47,160
第 4 段階	本人に市民税が課税されている場合で合計所得金額が 200 万円未満の場合	基準額×1.25	58,950
第 5 段階	本人に市民税が課税されている場合で合計所得金額が 200 万円以上の場合	基準額×1.5	70,740

また、金沢市の介護保険料率の年度別の推移を示すと次の通りである。

(単位円)

段階	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15～17 年度
第 1 段階	4,725	14,175	18,900	23,580
第 2 段階	7,087	21,262	28,350	35,370
第 3 段階	9,450	28,350	37,800	47,160
第 4 段階	11,812	35,437	47,250	58,950
第 5 段階	14,175	42,525	56,700	70,740

介護保険料率の上昇は、12年度及び13年度は国の特別対策により料率が軽減されていたことから単純な比較はできないが、全額徴収が行われるようになった平成14年度と平成15～17年度とを比較すると、65歳以上の高齢者の増加に伴う給付額の増加により、保険料率も上昇している。

5. 第1号被保険者が負担する保険料の年度別推移（現年賦課分）

（単位千円）

区 分		平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
介護保険料総額(A)		708,796	2,168,057	2,945,097	3,768,637	3,817,701
内 訳	特別徴収	589,380	1,780,261	2,415,441	3,118,777	3,189,379
	普通徴収	119,416	387,796	529,656	649,860	628,322

注1…金額は現年賦課分のみである。

注2…特別徴収

4月1日時点で年額18万円以上の老齢退職年金給付を受ける者については、年金から保険料の天引が行われるもの。

注3…普通徴収

特別徴収の対象とならない者であり、「普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期は、当該市町村の条例で定める」（介護保険法第133条）となっており、金沢市の場合は条例第7条により毎月末日（12月にあっては、翌年の1月4日）と定められている。

ここで、以下検討するべきとして、介護保険料の徴収は「特別徴収」及び「普通徴収」の2つの徴収方法があるが、特別徴収は年金から天引されることとなるため、徴収率が100%となり、未収の問題は発生しないが、普通徴収は自主納付、銀行及び郵便局の口座振替、生活保護代理納付による納付となっており、収入未済額が発生する可能性がある。

従って、収入未済額の管理については第1号被保険者の保険料のうち、普通徴収によって徴収される部分について監査対象とすることになる。

（2）年度別の収入未済額推移

（単位円）

平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
4,417,400	18,076,326	36,741,990	60,096,728	77,834,786

この表からも明らかなように、年々収入未済額は増加傾向にある。介護保険法により、保険料を徴収する権利は2年で時効となる（介護保険法第200条）。従って、収入未済額の徴収はもちろんのこと、収入未済額が生じる原因を把握し、滞納を未然に防止する方法、手段を考えていく必要が

ある。

II 監査要点、監査手続及び監査結果

① (監査要点)

督促及び徴収に関する事務は効率的に行われているか。

(概 説)

普通徴収に係る収入未済額は年々増加している。保険料は、未納が生じた場合、介護保険法第144条、地方自治法第231条の3第3項、地方税法第329条第1項の規定に基づき、督促状を発送することになっている。督促状を発送してもなお収納されない場合の対応は、催告、預金調査、滞納処分へと続くことになる。

(監査手続)

未納保険料の管理及び徴収事務に関する手続について「介護保険課」担当者に対するヒアリングを行った。同時に関連する帳票を閲覧した。

督促及び催告については、主にその実施の網羅性について検討を行った。

(監査結果)

・督促状の発送について

平成16年度の督促状の発送が網羅的に行われているかについて、介護保険システムよりリストアップされた「督促状発送内訳」と「督促状発行回議簿」との照合を行い、督促状が対象者に漏れなく発送されていることを確認した。

・訪問催告の実施状況について

未納者に対しては、督促状、文書催告、電話催告以外に個別に訪問催告を行っている。「催告書」は法的に定められているものではないが、金沢市が納付を促進するため自主的に送付しているものである。

訪問催告について、訪問先の選定基準、実施状況の十分性、網羅性について平成16年度の実施状況をもとに検討を行った。

平成16年度の訪問催告の実施状況は次の通りである。

在 宅			不 在	合 計
件数	うち領収件数	領収金額	件 数	件 数
419 件	135 件	1,975,837 円	553 件	972 件

一日あたりの訪問催告実施状況を試算すると、

$972 \text{ 件} \div 244 \text{ 日} (365 \text{ 日} (1 \text{ 年}) \text{ から土、日、祝日を除いた日数}) = 3.98 \text{ 件} / \text{日}$ と、なる。

平成16年10月～17年3月末までに行われた訪問催告の実施状況について「復命書」を全件閲覧し、訪問及び徴収の状況を検討した。

この、訪問催告は、介護保険課の「資格・納入担当」の職員7名が実

施しており、徴収専門の担当部署は存在せず、業務の合間を利用して徴収を行っている状況にある。

訪問催告の実施は一定の成果を収めていることは確認できたが、訪問催告の実施方法についてのマニュアル等の文書化されたものがなく、訪問催告対象者の抽出基準や対応手続が明確とはなっておらず、各担当者にその判断が委ねられている状況にある。そのため、訪問催告を実施する滞納者の抽出や対応に差が生じることとなりかねない。

また、訪問催告の結果については「復命書」に内容の記載が行われており回収の状況は確認できるものの、「不在」、「在宅で未回収」であったようなケースでは、介護保険システム上では「特記事項」記載がなされるが、復命書には明記されていない。そこで、訪問催告の実施基準を明確にし、対象者の抽出や対応の手続をできるだけ標準化するとともに、訪問した滞納者の状況の記録を保存蓄積することにより、後日のフォローアップに役立てることが必要と考えられる。

【意見】

未納者に対する有効な対応手段である訪問催告についての実施マニュアルを整備し、担当者により対応に差が出る状況を排するとともに実施の記録を保存蓄積して今後の催告等を効率的に行えるようにする必要がある。

・預金調査の実施について

一部の滞納者に対しては預金調査を実施している。平成16年度は2回(3月及び9月)実施されている。

平成17年3月(17年2月末現在滞納者で15年4月から15年9月に滞納がある者のみ)に実施された預金調査について預金調査対象者の選定基準、実施状況の十分性、網羅性について検討を行った。以下は平成17年3月実施の預金調査実施状況である。

項 目	人 数	金 額	摘要等
預 金 調 査 実 施 者	95名	1,936,749円	
17年2月末現在滞納者	5,243名	107,239,557円	注1
預 金 調 査 実 施 割 合	1.8%	1.8%	

注1…「17年2月末現在滞納者」の人数には、複数年度で滞納となっている者は重複して集計されており、預金調査実施割合の率は少なく計算されている。

上記の「調査実施者」を所得階層別に分類すると次のようになる。

段階	調査実施者		17年2月末滞納者合計			
	人数(A)	金額(B)	人数(C)	割合(A/C)	金額(D)	割合(B/D)
第1段階	0名	0円	210名	—	2,049,552円	—
第2段階	33名	587,213円	2,187名	1.5%	39,948,449円	1.4%
第3段階	32名	640,224円	1,521名	2.1%	33,368,203円	1.9%
第4段階	16名	388,629円	842名	1.9%	19,610,031円	1.9%
第5段階	14名	350,173円	483名	2.8%	12,263,322円	2.8%
計	95名	1,966,239円	5,243名	1.8%	107,239,557円	1.8%

これらの預金調査実施結果を基に、預金残高>収入未済額となっている者をリストアップし、これらの者の納付状況を確認した。

(単位：円)

	段階	収入未済額	預金残高	差 額	摘要
1.	4	26,850	33,791	6,941	平成17年3月31日完納
2.	4	16,030	52,664	36,634	平成17年9月16日5,350円納入。残額不納欠損
3.	4	24,550	40,196	15,646	不納欠損
4.	2	20,070	761,100	741,030	平成17年3月29日完納
5.	2	17,685	82,681	64,996	平成17年9月19日13,785円納入。残額不納欠損
6.	4	32,200	40,898	8,698	不納欠損
7.	3	23,580	27,990	4,410	平成17年4月1日完納
8.	3	17,730	372,480	354,750	平成17年9月5日完納
9.	3	23,580	271,453	247,873	不納欠損
10.	3	29,490	649,326	619,836	不納欠損
11.	2	3,420	13,990	10,570	平成17年3月16日完納
12.	5	15,930	579,536	563,606	平成17年3月31日完納
13.	3	20,040	25,003	4,963	不納欠損

14.	2	15,720	16,758	1,038	平成17年10月25日3,930円納入。残額不納欠損
15.	2	19,640	66,754	47,114	不納欠損
16.	2	15,375	193,150	177,775	不納欠損
17.	4	9,820	108,264	98,444	不納欠損
18.	3	19,650	123,948	104,298	不納欠損
19.	5	29,510	22,848,182	22,818,672	不納欠損
20.	4	29,490	33,542	4,052	不納欠損
21.	2	17,685	618,278	600,593	不納欠損
22.	2	29,490	396,016	366,526	平成17年3月31日完納
23.	2	4,100	92,453	88,353	不納欠損
24.	2	21,637	50,248	28,611	不納欠損
25.	2	12,982	166,264	153,282	不納欠損
26.	2	2,940	68,875	65,935	平成17年8月22日完納
27.	3	20,010	56,212	36,202	平成17年4月15日完納

監査実施時点(12月9日)では27名中、9名が完納しており、また3名が一部(23,065円)入金され、残りの15名については全く納入されず、不納欠損となっていた。

預金調査に関して実施時期及び対象者の選定基準を明確に定めたものはない。現在は、年金所得及び給与所得等があつて負担能力があると考えられる第4段階、第5段階の者及び徴収担当者が1~3段階の者でも調査が必要と判断した者に対して実施されている。

また、預金調査の実施を行った結果、上記のように預金残高が収入未済額を超過している者に対しては、預金調査の実施は行っているものの、「差押」までは実施せず、電話、訪問及び「差押予告通知」あるいは「催告書」の送付による対応にとどまっている。

上記リストによれば、調査時点で相当の預金残高が有ることが確認されているにも拘らず、その後に不納欠損になってしまっているのは些か奇異な感を受ける。これは後述するように差押を行っていないために生ずる現象である。

【意見】

滞納者に対して実施する預金調査に関し、対象者の選定方法、実施時期及び調査の範囲（対象金融機関の選定）についての基準を明確にし、確実に、効果的に調査が実施されるようにする必要がある。

・差押について

介護保険制度導入以来、介護保険法第144条、地方自治法第231条の3第3項、地方税法第331条第1項第1号に基づく「財産の差押」は実施されたことはない。

介護保険料は、市税等と比較して金額が少額であることもあり、財産の差押には消極的であることは十分理解できるが、今後は特に悪質な滞納者に対しては実施する必要があると考えられる。

【意見】

介護保険料の滞納額は個々には少額であるが、悪質な滞納者（十分な負担能力がある者等）に対しては差押をも含めた対応を検討する必要がある。

②（監査要点）

延滞金は適切に徴収されているか。

（概 説）

金沢市では、「金沢市税外歳入の延滞金に関する条例」第2条により年14.6%（1ヶ月間は4.1%）の延滞金を徴収することとしている。介護保険料についても例外ではなく、対象となる未納金がある場合には徴収を行う必要がある。

介護保険料は時効が2年と短く、また、保険料の金額は65歳到達者や転入者を除き、金額ベースでは1,960円（第1段階）～5,950円（第5段階）となっており、延滞金の発生するケースは以下に算定したとおり、月額4,000円以上の保険料となる第4段階の被保険者（月額保険料4,910円、ただし4月のみ4,940円）及び第5段階の被保険者（月額保険料5,890円、ただし4月のみ5,950円）のみが対象となり、第1段階から第3段階の被保険者について滞納しても計算上延滞金は発生しないことになる。

例えば17年10月分を延滞している場合

ケース1…第3段階（月額保険料3,930円）の場合

納付期限…平成17年10月31日

納付日…平成19年11月30日（督促期間を考慮した最大納付可能日）

延滞日数…760日

延滞金計算…①：3,000円×4.1%×1ヶ月≒10円

②：3,000円×14.6%×730日／365日=876円

③：①+②=886円

延滞金額の全額が1,000円未満であるときは、その全額を切り捨てる（金沢市税外歳入の延滞金に関する条例第2条）ことから、延滞金は発生しない。

ケース2…第4段階（月額保険料4,910円）の場合

納付期限…平成17年10月31日

納付日…平成19年11月30日（督促期間を考慮した最大納付可能日）

延滞日数…760日

延滞金計算…①：4,000円×4.1%×1ヶ月≒13円

②：4,000円×14.6%×730日／365日=1,168円

③：①+②=1,181円

延滞金額の確定金額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる（金沢市税外歳入の延滞金に関する条例第2条）ことから、延滞金が1,100円発生することになる。

（監査手続）

延滞金の徴収が網羅的かつ適切に徴収されているかを担当部署へのヒアリングにより確認した。

（監査結果）

現在は延滞金の徴収を行うことより保険料の徴収を優先しているため、延滞金は徴収されていない。また、介護保険システム上も延滞金の計算を行うシステムとはなっていない。

従って、現状の介護保険システムにおいて本来徴収すべき延滞金の算定も確認できない状況であった。

一見して条例に適合していないことになるが、国民健康保険料もそうであるが、比較的少額かつ大量の滞納案件の処理を、謂わば日常業務の合間に行っている現状では保険料の徴収が最優先となり延滞金まで手が回らないという事情は理解できる。かといって、これで良いというものでもなく疑問は残る。

滞納者に対する対応に関して多くの税金が投じられている。結果的に真面目に負担を受け入れる者がその費用を更に負担することになり決して公平な状態ではない。

③（監査要点）

不納欠損処分は適切に行われているか。

（概 説）

介護保険料の徴収権は2年で時効となり、収入未済額については不納欠損処分される。

介護保険制度は平成12年4月より実施された制度であることから、不納欠損処分が発生するのは、平成14年度からである。

不納欠損額の年度別の金額は次の通りである。

(単位円、人)

	平成14年度	平成15年度	平成16年度
金額	1,151,203	7,471,860	16,431,272
人数	195	652	1,062

この表において金額が年毎に大幅に増加している理由の一つとして、平成12年4月から9月までの6ヶ月間は保険料の徴収が行われておらず、また平成12年10月から平成13年9月までの1年間は保険料が半額となっていたという事情がある。

そうしたことから、不納欠損処分量の年度別の単純比較はできないが、不納欠損となった人数ベースで比較すると、大幅に増加していることがうかがえる。この年度別の推移からすると、不納欠損額は今後も増加する傾向にあると考えられ、不納欠損を増加させないためにも、収入未済額、特に滞納繰越分の収納率の向上を図る必要がある。

そこで、滞納繰越分の収入未済額及びこれに対する収納率の年度ごとの推移を示すと以下ようになる。

滞納繰越分の年度別収納状況

(単位千円)

年度	調定額	収納額	収入未済額	不納欠損額	収納率
平成13年度	4,404	1,983	2,421	0	45.03%
平成14年度	18,042	5,635	11,256	1,151	31.23%
平成15年度	36,688	8,311	20,905	7,472	22.65%
平成16年度	60,067	9,709	33,927	16,431	16.16%

滞納繰越分の収納状況は表からも明らかなように、収納率は低下傾向にあり、当然の結果として収入未済額及び不納欠損額は増加傾向にある。

そこで、これらの滞納繰越分の収納率の向上を図るためには、滞納の理由を分析し夫々の対応策を考えねばならない。

滞納者の理由別内訳は「生活保護受給者」、「転出者」、「死亡者」、「職権消除者」とこれらに該当しない者として「生活困窮等」という5つの区分に分類されている。

滞納者の分布を見ると、全体の約80%が「生活困窮等」に該当している。確かに「生活困窮等」に該当する者の原因は各人別に様々であり、一

律に基準を設け、管理を行うことが困難ではある。しかし、現在の滞納者の状況を見るとほとんどの者がこの理由に該当し、この中には、徴収の可能性が比較的高いと考えられる者も多数存在する可能性がある。

従って、これら「生活困窮等」に分類される滞納者を、所得、預金残高、現地調査、電話及び訪問催告の状況により回収可能性のランク付けを行い、回収可能性の高い者から集中して回収を行うような明確な分類基準を設けることが考えられるが、滞納者全員を分類するための調査や分類基準に基づいて滞納者全員を分類することは現実的には困難であると考えられる。こうしたことから、実施可能性を考えると、滞納月数、例えば3ヶ月、6ヶ月、12ヶ月滞納ごとに滞納者を分類し、滞納期間に応じた催告の方法の設定、訪問催告担当者の変更等を行うことが有効であると考えられる。

過去3年間の滞納繰越分の理由別内訳

(単位円、人)

理由	平成14年度		平成15年度		平成16年度	
	人数	金額	人数	金額	人数	金額
生活保護受給者	32	270,302	67	846,174	89	1,258,218
転出者	41	364,082	60	945,767	92	1,663,411
死亡者	66	634,972	117	1,188,907	112	1,311,899
職権消除者(注1)	26	129,636	29	374,588	28	434,317
生活困窮等(注2)	662	9,857,358	970	17,549,701	1,301	29,259,466
計	827	11,256,350	1,243	20,905,137	1,622	33,927,311

注1：職権で住民登録が抹消された者であり、現在本人の住所が不定の者
注2：生活保護受給者、転出者、死亡者及び職権消除者に該当しない者すべて

滞納額は、原因はどうあれ徴収すべき債権であることに変わりはないものの、上記の理由別内訳から判断すると現実には次のような状態であると考えられる。

- 生活保護受給者：所得段階でも第1段階と低いことから、滞納分を徴収できる可能性は低いと判断される。
- 転出者：金沢市から転出しており、遠方への転出の場合は、地理的・時間的な制約及び滞納金額に対する費用対効果を考えても効率的ではない。
- 死亡者：その家族等に対して徴収を依頼することになると考えられるものの、徴収の可能性は低いと考えられる。
- 職権消除者：金沢市の住民登録が抹消されており、滞納者の追跡自体が困難であると考えられる。

従って、滞納者に対する徴収の可能性が高いと考えられる者は、滞納人数及び金額の大半を占めている生活困窮等に該当する者である。ただし、この中に含まれている者は、滞納の理由が様々であり、必ずしも徴収可能性が他の4つの理由より高いとは限らないが、特に所得段階が第4段階、第5段階の者については回収可能性が高いと考えられることから、重点的に電話・訪問催告、時には財産の預金調査の実施結果によっては差押を実施する必要がある。

(監査手続)

不納欠損処分をしたもののうち、生活困窮等に該当する者に対する介護保険課の対応状況について、関連書類の閲覧・照合を行い、また、介護保険システムの画面により記録データの内容を検討した。

(監査結果)

平成16年度分の「歳入不納欠損額通知書」(様式第36号)と決裁の承認(財政課合議)との照合を行い、不納欠損処分の承認手続が正しく行われていることを確認した。

このうち、平成14年度調定分701名の内、理由が「生活困窮等」である者332名の内任意に抽出した10人について、介護保険システムの画面により、事由、介護保険課の対応状況(特記事項)、不納欠損処分類の妥当性を検討した。

抽出した被保険者別の一覧は次の通りであり、これらの被保険者に対する不納欠損処分手続について検討した。

	収入命令番号	調定年月日	調定金額	不納欠損	承認日	理由
1.	200×××××	14.4.16	11,800	11,800	17.3.31	生活困窮等
2.	101×××××	14.9.18	27,000	27,000	17.3.31	生活困窮等
3.	205×××××	14.4.16	28,350	28,350	17.3.31	生活困窮等
4.	122×××××	14.4.16	26,310	26,310	17.3.31	生活困窮等
5.	114×××××	14.4.16	34,650	34,650	17.3.31	生活困窮等
6.	114×××××	14.4.16	25,990	25,990	17.3.31	生活困窮等
7.	214×××××	14.7.19	21,005	21,005	17.3.31	生活困窮等
8.	104×××××	14.9.18	16,200	16,200	17.3.31	生活困窮等
9.	050×××××	14.4.16	17,590	17,590	17.3.31	生活困窮等
10.	134×××××	14.4.16	25,990	25,990	17.3.31	生活困窮等
		計	234,885	234,885		

上記10名の滞納者について介護保険システムでの特記事項(滞納者の状況、介護保険課担当者の対応の記載)を閲覧した結果、不納欠損に至るまでの滞納者に対する対応状況が不十分であったと思われる対応は見当たらなかった。